



港湾施設

港湾におけるテロ等に備えた保安レベルの向上

海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正を踏まえ、対象港湾施設において保安レベルの向上を図ります。

● 背景 ●

改正SOLAS条約に対応した物流セキュリティの強化が求められています。

2001年9月の米国同時多発テロの発生を踏まえ、2002年12月にIMO^{*1}(国際海事機関)においてSOLAS条約^{*2}(海上における人命の安全のための国際条約)が改正され、2004年7月に発効する同条約で国際総トン数500トン以上の国際航海船舶が利用する港湾施設において条約に定められた保安対策を講じることが義務づけられました。これは世界の外国貿易を行う港湾施設に求められる国際標準の転換を意味し、わが国の港湾施設においても、国際海上輸送システムの拠点としての港湾の保安対策強化という国際的責任を果たすことが必須となり国際水準に対応した保安対策の強化を推進する必要があります。

● 事業内容 ●

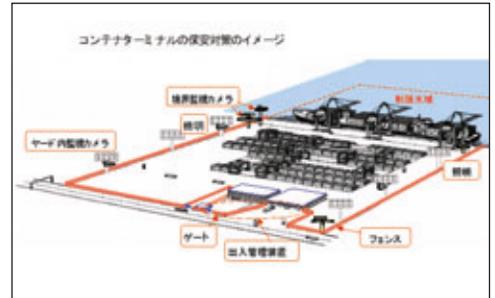
国際的な動きに対応した港湾施設における保安対策を実施します。

国際港湾施設における保安対策の強化に必要な保安設備の整備に対して支援を行います。また、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき港湾施設の保安評価(テロ等に対する港湾の脆弱性の評価)、国際埠頭施設および国際水域施設の管理者が定める埠頭保安規定、水域保安規定の承認等の事務を行います。国際埠頭施設、国際水域施設の管理者、港湾利用者、関係機関が連携・協力することにより保安の向上と強化を図ります。

● 事業効果 ●

国際物流における海上輸送のセキュリティが強化され、安全な物流システムが確保されます。

国際犯罪や海上テロを未然に防止し、国際海上輸送システムの安全性と信頼性の向上を図るとともに、関係機関と協力して国際海上輸送に係る不法な行為を防止し、国際社会への貢献とわが国における港湾の国際競争力の強化が図られます。



コンテナターミナルの保安対策のイメージ

改正SOLAS条約

船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のために必要な対策を行うことにより、国際海上運送システムの信頼性の向上を図り、併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により、国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。

用語解説

*1 IMO(国際海事機関:International Maritime Organization)とは、1958年ロンドンに設置された政府間海事協議機関を前身とする世界163カ国が加盟する海上の安全、海洋環境の保全、海運の自由通商確保を目的とした海事問題に関する国連の専門機関です。

*2 SOLAS条約(The International Convention for the Safety of Life at Sea)とは、国際航海の安全を図るため、検査、証書の発給等の規定を設け、船舶の構造、設備、救命設備、貨物の積み付けに関する安全措置等の基準を定め1974年に採択された海上における人命の安全のための国際条約。日本は同条約に1985年5月に批准しました。

